

第12回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年2月8日（火）午後6時45分～
大宮区役所南館301会議室

1 開 会

2 議題

(1) 中間報告（たたき台）について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

・次第

資料1 中間報告（たたき台）※（5）市政運営・まちづくり（前半）

資料2 中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

参考資料1 中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

さいたま市自治基本条例検討委員会

中間報告（たたき台）

※（５）市政運営・まちづくり（前半）

構成（案）

- ・ 表紙
- ・ 目次
- ・ はじめに（中間報告書の作成に当たって）
- 1. 中間報告の基本的な考え方
 - （１）なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか
 - （２）めざすまちの姿と自治基本条例
 - （３）さいたま市自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）
 - （４）条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）
- 2. 条例案骨子、考え方・解説など
- 3. 資料編
 - ・ 自治基本条例検討委員会設置要綱
 - ・ 自治基本条例検討委員会名簿
 - ・ 検討委員会の検討経過
 - ・ 条例の基本コンセプト
 - ・ 広報チラシ

など

(5) 市政運営・まちづくり

① 市政運営の基本原則

【条例案骨子】

● (市政運営の基本原則)

- ・ 議会及び**市長等**は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、明確なコンセプト（骨格となる概念）を提示し、計画的な市政運営を行う。
- ・ 市政運営に際しては、以下を基本とする。
 - (1) 市政に関する情報の適切な管理、提供、共有を図り、公正性、透明性の向上を図る。
 - (2) **市民**の市政への参加の機会を確保し、**市民**の意思の反映に努める。
 - (3) **市民**の自主的な活動を尊重するとともに、地域や市の課題を効果的に解決するため、協働の核となる人材の育成や発掘に努め、積極的に協働を図る。
 - (4) 政策、制度、組織などについて、社会経済情勢の変化及び多様化する地域や市の課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行う。

【考え方・解説】

- ・ 市政運営の大原則として、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、明確なコンセプトを示し、計画的な市政運営がされなければなりません。地方分権時代において都市間の競争が激しくなることが予想される中では、より積極的なコンセプトが望まれます。
- ・ また、市政運営に関しては、**市民**の意思を反映することが大切であり、市政に関する情報を適正に管理、発信し、**市民**との共有に努め、公正性や透明性の向上を図るとともに、市政への**市民**参加を推進することが必要です。
- ・ 現在、市では多くの**市民**がまちづくりの活動を展開し、**市長等**への提案もなされていますが、その提案が政策等に結実するまでには十分に至っていないと考えます。
- ・ そして、身近な地域の課題を発見し、これを解決していくためには、今後は、**市民**との協働が大切であり、「人づくり」の観点から自治会、NPO・ボランティアなど、協働の核となる組織や人材を十分に把握し、協働による取組を充実していくことが望まれます。
- ・ また、社会経済情勢の変化、多様化する地域や市の課題に対して、効果的、効率的に対応できるよう、政策や制度、組織などを適宜見直し、必要に応じて変えていくことが重要と考えます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 行政の中で一番の弊害というのは、縦割り行政だと思っている。
- ・ (市民) 市民の意見をもっと簡略に行政に反映させてほしい。
- ・ (市民) タウンミーティングをもっと積極的に活用してほしい。
- ・ (市民) 行政側は情報や環境の変化を無視しないでほしい。まちづくりについて、市民参画と活動促進の一端として役に立ちたい。
- ・ (市民) 自治基本条例も大事だが、市民の幸せのため、日常の行政運営もしっかり行ってほしい。
- ・ (市民) 市政を市民の目線で定期的に評価するようなシステム、つまり市政に対する市民評議会のようなものをつくって、定期的に客観的に市政をあらゆる角度から評価し、その結果を直接ま

た間接的に市政に反映していくようなシステムをつくったらいいと思う。

- (市民) 自治基本条例に、市の行政判断に対する異議申し立ての制度を組み込むことを提案する。
行政処分は行政不服審査請求の対象となっているが、市政全体にかかる行政判断に対する異議申し立ての制度がないと、行政が独善に陥るのではないかと思う。
- (市民) 行政側と市民側とが双方向性を持った行政運営が大切で、上意下達あるいは大衆迎合であってはいけないと思う。
- (市民) 市長の意欲は 比較的以前より評価できるが、今なぜ？というのが率直に思うところである。現行法でも、市長、職員、市民の「信頼感」があればできると思う。逆に、土壌がないのに種を蒔いても無駄と思われる。
- (市民) 「利権に動かされないさいたま市」を願う。
- (団体) 行政は、サービス業としての感覚が必要である。市場調査等を十分に行い、市場感覚を身につけ、無駄の排除、効率化を推進すべきである。収支バランスのとれた黒字経営が望ましい姿であり、消費者の動向、欲求に敏感になってほしい。
- (市長) 行政はあくまでも市民から税金をお預かりして、より効率的に効果的に運営をしていく機関であって、すべてを網羅する機関ではない。必要な権利を全うするためには、お互いが尊重し合い、お互いが助け合うというサブシステムを前提として持つ必要がある。

② 情報共有等

【条例案骨子】

● (情報共有)

- ・ **市民**、議会、**市長等**は、市民自治を進めるに当たり、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとする。
- ・ 議会及び**市長等**は、この情報共有のための仕組みの充実に努めるものとする。

● (情報提供)

議会及び**市長等**は、公正で透明な開かれた市政の発展を目指し、市政に関する情報を、**市民**に分かりやすく積極的に公表するよう努めるものとする。

● (情報公開)

議会及び**市長等**は、市民の知る権利を保障するため、その保有する情報について**市民**から開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例等の法令に基づき、適正に対応しなければならない。

● (個人情報保護)

議会及び**市長等**は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、さいたま市個人情報保護条例等の法令に基づき、適正に行わなければならない。

【考え方・解説】

(情報共有)

- ・ **市民**が市政に関心を持ち、市民自治に参加して活発な市民活動を推進していくためには、**市民**と議会・**市長等**、**市民**同士が生活や市民活動、まちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。
- ・ そのためには、情報を共有するための場や機会等の仕組みの充実が望まれ、特に、**市民**同士の情報共有を推進していくためには、お互いに情報交換できる「場」が必要と考えます。

(情報提供)

- ・ **市民**の知る権利を保障し、市の諸活動を**市民**に説明する責務の全うと、**市民**と議会・**市長等**が情報を共有することによる**市民**の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する**市民**の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び**市長等**は、市政に関する情報を、**市民**に分かりやすく、積極的に公表していくことが必要です。
- ・ 特に、自分の住んでいる地域のことのみならず、今、市がどのような状況に置かれており、問題点をどのように解決しようとしているのか、という情報の共有が重要であり、市の意志決定の過程を「見える化」し、会議の公開など様々な方法を活用して、政策形成過程における早い段階からの情報の公表が求められます。

(情報公開)

- ・ 情報共有と同様に、公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び**市長等**は、**市民**からの情報開示請求があったときには、さいたま市情報公開条例等の法令に基づき、適正に対応しなければなりません。

(個人情報保護)

- ・ 議会及び**市長等**は、**市民**の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例等の法令に基づき、適正に行わなければなりません。

- ・ 一方で、災害時の対応など公益上の必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、個人情報保護条例等の範囲内で、積極的な取組が望まれます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市民の視点で市政を運営していくのは当然だが、下水道料金の値上げのように、事後承諾のような形で行われているのは、市民としてあまり気持ちのいいものではない。
- ・ (市民) 学校警備員の縮小について、学校の現場やPTAなどの声が汲み上げられていなかったのがとても残念に思う。
- ・ (市民) 今の市政運営について、例えば学校警備員、敬老祝い金、岩槻区役所移転の問題があるが、政策的に内容は間違っていないと思うが、肝心な情報公開、市民参加の視点からすると、情報がなく、唐突であり、結果として市民との絆を壊してしまっている。そういった意味で、手続を整理する、行政の進め方のあり方を議論することが必要と思う。
- ・ (市民) 以前、市にお願いしたいと思い、区役所や議員に直接話し、市長には手紙を出したが、いずれも満足な回答はなかった。市民が何かお願いするときにはどのようにしたらいいのかということはこの基本条例の中に入れてほしい。
- ・ (市民) 個人情報の保護が重視され、横のつながりを考えたときに、権利を主張する人が多く、例えば学校や地域において連携が全くとれていない。隣に誰が住んでいるか分からないような状況は問題があると思う。
- ・ (市民) どこに誰がいて、どんな活動をしているのか情報交換できる場が必要である。

③ 市政への市民参加

【条例案骨子】

● (市政への市民参加の促進)

- ・ 議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のため、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民の参加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政への反映状況などを適宜公表するものとする。
- ・ 議会及び市長等は、多様な市民が市政に参加できるように、参加の制度や機会の充実に努めるとともに、その参加に関する手続の簡素化に努めるものとする。

● (審議会等への市民参加)

- ・ 市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等において、公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、積極的に市民の参加を進めるものとする。

【考え方・解説】

(市政への市民参加の促進)

- ・ 「参加」とは、市政やまちづくりに主体的に関わることを言い、意見を言うこと、審議会等の委員となること、市長等とともに活動を行うことなどが該当します。
- ・ 市では、これまでも、審議会等やパブリックコメントなどに多くの市民が参加しています。しかし、少子高齢化、財政危機、環境問題等、将来にも影響を与える問題が累積している中、今後は、地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上及び市の健全な発展につなげていくためには、市民自治の確立が不可欠であり、より多くの市民が政策形成過程など市政に参加できるようにすることが求められます。
- ・ そのために、議会や市長等には、市民参加の制度や機会の充実に努めていくことが求められます。市民の多くが参加の仕組みを知らないため、市民の力が発揮されておらず、参加の制度等を市民に分かりやすく構築し、発信していくことが大切です。
- ・ そして、市民参加により政策等の検討を行った結果について、また、それがどのように市政に反映され、活用されているのか、若しくはどのような理由で市政に反映できなかったのかなどを適宜公表し、それを受けて、市民も市長等も皆で考えることが市民参加の継続性の向上、ひいては市民自治の確立につながるものと考えます。
- ・ さらに、市民が市政に参加しやすいような工夫が重要です。自由に気軽に参加できるような工夫に努めることが、市民参加の継続性につながります。

(審議会等の委員の公募等)

- ・ また、市の重要な政策等の検討を行う審議会等については、多様な市民の参加を促進するため、会議の開催日時や会場等の配慮や、委員の公募などを行うことが必要です。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市民参加の視点を重視し、情報公開、市民との協働のまちづくり、市民の権利保障を大切に、創造的、文化的で開かれた新しい自治の骨格となる条例を期待する。
- ・ (市民) 行政、議会、市民が三権分立になっていけるような形を創出できる条例にしてもらいたい。市民が参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりの

もととなるような自治基本条例であれば、大いに期待したい。市民参加という項目は必須ではないか。

- ・（市民）市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念とかルールを明確に明文化してほしい。
- ・（市民）市民参加の機会を増やす工夫を行ってほしい。
- ・（市民）市が開催する会議等はほとんど平日開催なので、できるだけ日曜や祭日に家族ぐるみで参加できるようにしてもらいたい。
- ・（市民）「しあわせを実感できるさいたま市づくり」のために、市民の声を市政に反映する仕組みづくりが一番大切。
- ・（市民）市民参画と明記されているが、どのような形で市民をうまく活動できるような形に取り込んでいくのか。変な方向に導かれてしまうのではという声もある。慎重に進め、皆が楽しめて、和気あいあいとできるような全国に誇れる市が出来たらよいと思う。
- ・（市民）まちづくりというのは人づくりだと考える。地域の拠点ができて、人が集まって来ないようなものではもったいない。市民が自発的、積極的に集まり、意見交換や情報共有するような、市民参画の活動をますます発展していければよいと思う。
- ・（市民）各種の公募の委員について、「いくつまで兼任できる」とするのではなく、「兼任できない」という方向で検討してほしい。
- ・（市民）提出された意見に対して、必ず行政側の考え方や市政への反映状況を公表してもらいたい。
- ・（市民）市民が直接市政に参加するということは、民主主義としてはとても理想的に見えるが、いろいろな意見が集まり過ぎて、結局何も決まらないという危険性も少しある。
- ・（団体）子供、認知症などの高齢者を代弁する人（後見人）の参加も必要である。
- ・（団体）参加した人が緊張しないで話し合えるような、声の小さな人たちが意見を言えてそれが反映できるような、コミュニケーションの仕組みが必要。
- ・（市長）ボランティア、市や区の行政、あるいはいろいろな事業に参画したい市民が潜在的には多いと思う。そういった市民が参画しやすい仕組みをつくっていくことが必要だ。

④ 協働

【条例案骨子】

●（協働の推進）

- ・ **市民**と議会・**市長等**は、地域や市の課題を効果的に解決するため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。
 - (1) 目的及び目標を共有すること。
 - (2) 互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。
 - (3) それぞれの責任と役割を明確にすること。
 - (4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- ・ 議会及び**市長等**は、**市民**による協働の提案が地域や市の課題の解決に必要と認められる場合には、協働の実現に努めるものとする。
- ・ 議会及び**市長等**は、**市民**に対する協働に関する理解を深める機会の提供、**市民**の自発的な活動の支援その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 協働は、多様な主体が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重しながら、対等な関係で協力し合うことを言います。
- ・ 効果的な市政運営のためには、**市民**と議会・**市長等**の積極的な協働が必要であり、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決にあたるほうが大きな効果を期待できる場合には、協働の推進が求められます。
- ・ **市民**と議会・**市長等**の協働は、身近な地域の課題の発見と解決を通して、市民自治を強化すると考えます。
- ・ 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。**市民**の自主性と自立性が損なわれてはなりません。
- ・ 議会及び**市長等**は、**市民**による協働の提案があった場合で、それが地域や市の課題の解決に必要と認められるときには、協働の実現に努めなければなりません。また、議会及び**市長等**には、**市民**からの協働提案に対して検討結果を回答するなど誠実な対応が求められます。
- ・ 議会及び**市長等**は、協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとし、協働の推進を図るために、例えば次のような措置が必要と考えます。
 - ・ 協働に関する理解を深める機会の提供
 - ・ **市民**から提起される地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（**市民**及び職員から適切な者を選出）の設置
 - ・ **市民**の自発的な活動の支援
 - ・ 民間組織相互の協働（**市民**協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保
 - ・ **住民**、市民活動団体、事業者、大学等が交流し、連携する機会の提供
- ・ **市民**と議会・**市長等**には、協働の実践によって市民自治における各自のあり方を見直し、改善していくことが求められます。

【検討課題】

- ・ **市民**と議会との協働について記述すべきか（実際、どのような事案が考えられるか。）

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ （**市民**）行政は民間にできない仕事を担うから行政であり、そういう部分が相当あることをしっかりと条例で示した上で、地域、**市民**、企業と一緒にやらなければいけない時代というような謳い方にしてほしい。それぞれの役割分担を明確にして、どのような形で担っていくか。かなり

具体的に示していかないと、さいたま市らしさが出てこないと思う。

- (市民) 官すべきことは官でやらなければいけない。官のために民の活用が必要だとする見解は危険である。
- (市民) 市民と協働ということに関して、何らかの手段を市民と一緒に考えていこうという職員の意識の向上が必要。
- (市民) 公民館の講座などボランティア活動等のバックアップがほとんどない。時間を要するし、勉強等の費用も自腹である。例えば協働のあり方検討委員会をつくって考えてほしい。
- (団体) 協働を推進するためには、職員の意識改革が必要である。
- (団体) 協働を推進するためには、市民と行政を結ぶ中間支援が必要である。
- (市長) 協働を浸透させるには、私自身のリーダーシップと、もう一つ、仕組みをつくらなければならない。
- (市長) 行政サービスを維持していくためには、行政だけでは限界がある。行政の最大の役割はセーフティネットの整備である。その上で、市民、事業者の皆さんには、やれることをやってみよう。そのためには、行政側も市民と協働するというスタンスをまず持たなければならない。

⑤ 市民の意見等への対応

【条例案骨子】

●（市民の意見等への対応）

- ・ 議会及び市長等は、市政に対する**市民**の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。
- ・ 議会及び市長等は、市政に対する**市民**の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、**市民**に速やかに回答することにより、説明責任を果たすものとする。
- ・ 議会及び市長等は、**市民**との情報共有のため、市政に対する**市民**の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 議会や市長等は、**市民**の「市の発展に寄与する」思いやアイデアを無駄にすることなく、誠実に受け止めることが大切です。
- ・ 議会及び市長等は、**市民**の市政に対するどのような意見、要望、提案等に対しても、誠実に耳を傾け、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なものについては、速やかに市政に反映するよう努めなければなりません。
- ・ 議会及び市長等は、意見等への対応方針や対応結果を速やかに、意見等を行った**市民**に回答することが求められます。
- ・ なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。
- ・ また、**市民**の意見等については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、**市民**との情報共有のため、実務上可能な限り、意見等の内容や対応について公表に努めることが必要です。
- ・ なお、市民自治の推進のためには、意見等を行う**市民**、それを受け止める議会や**市長等**の双方に責任を持った言動や対応が不可欠です。「住んでいる、または活動している市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動する**市民**」が今後一層求められることになり、そのためには何をすべきか、**市民**、議会、**市長等**は考える必要があると考えます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）提出された意見に対して、必ず行政側の考え方や市政への反映状況を公表してもらいたい。
- ・（市民）職員は、住民と親しく接することを避けているように見てとれる。お願いしても「決まりですからできない」などという対応が多い。

⑥ 住民投票

【条例案骨子】

● (住民投票の実施)

- ・ 議会及び市長は、市政に関する重要な案件について、住民の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- ・ 住民投票を実施する際は、議会及び市長は、住民の適切な判断が可能となるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。

● (住民投票の結果の尊重)

- ・ 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【考え方・解説】

- ・ 住民は、市長と議員を選挙により選びますが、白紙委任をしているわけではありません。住民の生命や健康・環境・景観等を著しく害し、または財政的に将来にわたって大きな負担となるなど、住民の生活に大きな影響を与え、かつ、賛否が分かれる問題については、議会及び市長が住民投票を活用し、住民に直接判断を仰ぐことが重要です。
- ・ 住民投票は、争点に対する賛成または反対の意思を住民が直接示すことのできる方法ですが、一方で多数決ではなく様々な意見や主張を尊重して議論することも重要であるという考え方などもあり、（あくまでも二元代表制による間接民主制を補完するものであることを踏まえ、）住民投票の実施に関しては、まず、その案件について慎重かつ十分な議論を尽くす必要があります。
- ・ そして、住民投票を実施する際には、必要な情報を公平・公正に、かつ分かりやすく公表するなど、住民への十分な周知が重要です。
- ・ 議会及び市長は、住民投票の結果を最大限に尊重しつつ、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、自らの責任において判断しなければなりません。

【検討課題】

- ・ 住民投票条例を定める場合、常設型、非常設型のどちらが望ましいか。
- ・ 住民投票における「住民」の定義をどうするか。選挙権を持たない住民にも、請求権や投票権を認めるかどうか。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念とかルールを明確に明文化してほしい。
- ・ (市民) 住民投票は直接民主制の制度であり、選挙で選ばれた市長あるいは議会の出した結論を否定するような場合も起こりかねないので、住民投票の多用は非常に危険である。
- ・ (市民) 住民投票で在日外国人の投票権を認めた場合、国の動向にもよるが国とさいたま市で考え方が違ってしまいう可能性もあるが、本市は独自路線を歩むべきなのか、教えてほしい。
- ・ (市民) 他の自治体で定める条例のように住民投票は、選挙権を有する市民以外に認める恐れがある。20歳以上の永住者・特別永住者などには、請求権を認めるべきではない。
- ・ (市民) 住民投票の投票権を外国人には認めないでください。外国人参政権と同じです。

- ・（市民）住民投票をしなくても、市民の合意が得られる仕組みづくりが必要。
- ・（市長）私個人としては、住民投票については、常設型ではない方が望ましいと考えている。二元代表制は大変すばらしい制度だが、まれに機能不全になってしまうことが想定される。それをどう軌道修正をしていくか。もちろんリコールという制度もあるが、修正していくための制度もあったほうがいいのではないかと思う。
- ・（市長）市民は住民だけではなく事業者の方々、通学者も含めて、自治基本条例の中では一つの担い手として規定し、あるいは参画していただく必要がある。ただ、住民投票ということになると、私個人としては、もう少し絞って規定することが必要で、現状としては 20 歳以上を対象とし、外国人に対して、住民投票の投票権を与えるべきではないと思っている。

⑦ 総合振興計画

【条例案骨子】

●（総合振興計画の策定）

- ・ **市長**は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、総合振興計画を策定し、公表しなければならない。
- ・ **市長**は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に**市民**の参加を求めるものとする。
- ・ **市長**は、総合振興計画について、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に対応するよう、柔軟に運用するとともに、適宜見直しを行うものとする。
- ・ **市長**は、総合振興計画の進捗状況を定期的に確認するとともに、公表しなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 現在、市町村には、総合的な基本構想を議会で議決し、これに即して行政を運営するように、地方自治法で義務付けられています。

＜参考＞地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

- ・ これに基づき、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。
- ・ 一方、国では、地方分権を推進するため、法律による義務付けの見直しを進めており、基本構想の策定についてもその対象となっているため、義務付けが廃止された場合には、基本構想は策定しなくてもよいこととなります。
- ・ しかし、市民福祉の向上と市の健全な発展のためには、総合振興計画を策定し、計画的に市政を運営することの重要性に変わりはないと考え、この条例の中で、明確に位置付けることとします。
- ・ また、総合振興計画については、その重要性から、多様な**市民**意見を反映し、**市民**の理解を得ることができるよう、策定過程への**市民**参加の促進、及び公表にも重点を置くべきであると考えます。
- ・ そして、近年の社会経済情勢の変化はめまぐるしく、総合振興計画と言えども、進捗状況を定期的に確認し、状況に応じた柔軟な対応、見直しが求められます。

中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

④ 協働

【条例案骨子】

●（協働の推進）

- ・ 市民と議会・市長等は、地域や市の課題を効果的に解決するため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。
 - (1) 目的及び目標を共有すること。
 - (2) 互いの立場や特性を尊重し、経済的にも人道的にも対等な立場で協力すること。
 - (3) それぞれの責任と役割を明確にすること。
 - (4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- ・ 議会及び市長等は、市民による協働の提案が地域や市の課題の解決に必要と認められる場合には、その課題を担当する、職員・議員・住民・市民活動団体・事業者・大学等（専門家）から構成される協働プロジェクトチームを設置し、協働の実現に努めるものとする。
- ・ 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。

⑦ 総合振興計画

【条例案骨子】

●（総合振興計画の策定）

- ・ 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、及び予算の編成過程や結果の透明性を確保するため、総合振興計画を策定し、公表しなければならない。
- ・ 市長は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に市民の参加を求めるものとする策定前に市民が把握できるよう情報を分かりやすく公表し、広く市民の意見を求め、市民の意見を反映させるよう努力するものとする。
- ・ 市長は、総合振興計画について、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に対応するよう、柔軟に運用するとともに、適宜見直しを行うものとする。
- ・ 市長は、総合振興計画の進捗状況を定期的に確認するとともに、公表しなければならない。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(5) 市政運営・まちづくり ②情報共有等

(総務局) 行政透明推進課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり、まちづくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるものとする。 議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に努めるものとする。 <p>●（情報公開の総合的な推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、説明責任を全うするため、情報開示及び情報提供による情報公開の総合的な推進に努めるものとする。 <p>(1)情報開示 議会及び市長等は、その保有する情報について市民から開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例等の法令に基づき、適正に対応しなければならない。</p> <p>(2)情報提供 議会及び市長等は、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>●（情報提供） 議会及び市長等は、公正で透明な開かれた市政の発展を目指し、市政に関する情報を、市民に分かりやすく積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>●（情報公開） 議会及び市長等は、市民の知る権利を保障するため、その保有する情報について市民から開示請求があったときは、さいたま市情報公開条例等の法令に基づき、適正に対応しなければならない。</p> <p>●（個人情報の保護）</p> <p>議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱について、さいたま市個人情報保護条例等の法令に基づき、適正に行わなければならない。</p> <p>【考え方・解説】</p> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が市政に関心を持ち、市民自治に参加して活発な市民活動を推進していくためには、市民と議会・市長等、市民同士が生活や市民活動、まちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。 そのためには、情報を共有するための場や機会等の仕組みの充実が望まれ、特に、市民同士の情報共有を推進していくためには、お互いに情報交換できる「場」が必要と考えます。 <p>(情報公開の総合的な推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と議会・市長等が情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び市長等は、市政に関する情報を、市民に分かりやすく、積極的に公表していくことが必要です。情報公開を総合的に推進することが求められます。 <p>(情報公開開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有と同様に、公正で透明な開かれた市政の発展を目指すため、議会及び市長等は、市民からの情報開示請求があったときには、さいたま市情報公開条例等の法令に基づき、適正に対応しなければなりません。 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの情報開示請求を受けるまでもなく、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に自主的な情報提供に努めることが必要です。 特に、自分の住んでいる地域のことのみならず、今、市がどのような状況に置かれており、問題点をどのように解決しようとしているのか、という情報の共有が重要であり、市の意志意思決定の過程を「見える化」し、会議の公開など様々な方法を活用して、政策形成過程における早い段階からの情報の公表提供が求められます。 <p>(個人情報保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、管理、利用、提供などその取扱については、さいたま市個人情報保護条例等の法令に基づき、適正に行わなければなりません。 一方で、災害時の対応など公益上特に必要がある場合における、個人情報の外部への提供については、個人情報保護条例の範囲内で、積極的な取組が適切に取り組むことが望まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> 見出しの（情報共有）の表現は、②情報共有等と重なるため、それぞれ目的と手段の位置づけを明確にするためには、具体的な表現を明記したほうがよいのではないか。（意見） さいたま市情報公開条例（平成22年9月1日改正）において、市民の「知る権利」を目的規定に加え、本条例により具体化することで権利として保障しました。この改正により、「知る権利」を保障するため、開示請求者の利便の向上、情報提供や会議の公開など総合的な情報公開の推進について、情報公開制度の一層の整備・拡充を図りました。 また、「公開」とは一般に広く人々に見せることを指すことから、請求者のみに見せるものは「開示」と改めておりますので、ここでの「情報公開」を「情報開示」と修正しました。 これにより、本市の「情報公開」は、「行政情報開示制度」と「情報提供制度」を併せた総合的な情報公開を意味することが明確になりました。 公表とは、市民等からの請求によらない法令等に基づく義務的な公開を意味するものと整理しています。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ④協働

（市民・スポーツ文化局）コミュニティ課市民活動支援室

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（協働の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と議会・市長等は、地域や市の課題を効果的に解決するため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 目的及び目標を共有すること。 互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。 それぞれの責任と役割を明確にすること。 公平性、公正性及び透明性を確保すること。 議会及び市長等は、市民による協働の提案が地域や市の課題の解決に必要と認められる場合には、協働の実現に努めるものとする。 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働は、多様な主体が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重しながら、対等な関係で協力し合うことを言います。 効果的な市政運営のためには、市民と議会・市長等の積極的な協働が必要であり、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決にあたるほうが大きな効果を期待できる場合には、協働の推進が求められます。 市民と議会・市長等の協働は、身近な地域の課題の発見と解決を通して、市民自治を強化すると考えます。 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。 議会及び市長等は、市民による協働の提案があった場合で、それが地域や市の課題の解決に必要と認められるときには、協働の実現に努めなければなりません。また、議会及び市長等には、市民からの協働提案に対して検討結果を回答するなど誠実な対応が求められます。 議会及び市長等は、協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとし、協働の推進を図るために、例えば次のような措置が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 協働に関する理解を深める機会の提供 市民から提起される地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民及び職員から適切な者を選出）の設置 市民の自発的な活動の支援 民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保 住民、市民活動団体、事業者、大学等が交流し、連携する機会の提供 市民と議会・市長等には、協働の実践によって市民自治における各自のあり方を見直し、改善していくことが求められます。 	<p>用語の定義に関して</p> <ol style="list-style-type: none"> 協働の定義は、市民活動及び協働の推進条例（以下「推進条例」という）第2条第1項6号で定義されています。同様の表現にさせていただくなど、整合をとっていただくことが望ましいと考えます。 推進条例においては、協働を市及び市民活動団体との関係として定義しています。議会については、本市の議会基本条例等との整合をとっていただくことが望ましいと考えます。 協力すること、と広く定義することは、市民の参加の概念に近くなるのではないかと考えます。市民活動及び協働の推進条例においては、協働を「市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うこと」としています。 <p>（協働の推進）</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1項各号について、市民活動及び協働の推進条例第3条【基本原則】に定められている内容と類似した内容が見受けられます。既存の条例との整合をとっていただくことが望ましいと考えます。 「市民活動の推進」及び「協働の促進」に関する指針及び推進条例を鑑みて、自治基本条例の目的にあるとおり基本理念を定める条文とすることが望ましいと考えます。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑤市民の意見等への対応

（市長公室）広聴課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（市民の意見等への対応）</p> <ul style="list-style-type: none">議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答することにより、説明責任を果すものとする。議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none">議会や市長等は、市民の「市の発展に寄与する」思いやアイデアを無駄にすることなく、誠実に受け止めることが大切です。議会及び市長等は、市民の市政に対するどのような意見、要望、提案等に対しても、誠実に耳を傾け、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なものについては、速やかに市政に反映するよう努めなければなりません。議会及び市長等は、意見等への対応方針や対応結果を速やかに、意見等を行った市民に回答することが求められます。なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。また、市民の意見等については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見等の内容や対応について公表に努めることが必要です。なお、市民自治の推進のためには、意見等を行う市民、それを受け止める議会や市長等の双方に責任を持った言動や対応が不可欠です。「住んでいる、または活動している市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動する市民」が今後一層求められることになり、そのためには何をすべきか、市民、議会、市長等は考える必要があると考えます。	<p>PRマスタープランにおいて、広聴は、広報や情報公開と一体的に市民と市の情報共有を図るものと整理していますので、「市民の意見等への対応」については、情報共有等に広聴を設けて整理すべきだと思います。総合振興計画においても、情報共有で整理されています。</p>